

✎ 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；

✎ 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；

✎ 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；

✎ 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)。

「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。

「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。

「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。

ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

Issue 24 • 2006/08/19 ~ 2006/08/25

一、相关新法令及新政策

1 中华人民共和国企业破产法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】中华人民共和国主席令（十届第 54 号）
【发布日期】2006-08-27
【实施日期】2007-06-01
【提 示】包括外商投资企业在内的中国境内企业适用《中华人民共和国企业破产法》。
【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?label=WXLK&id=351859&pdmc=110106](http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?la bel=WXLK&id=351859&pdmc=110106)

丨 中华人民共和国合伙企业法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
【发布文号】中华人民共和国主席令（十届第 55 号）
【发布日期】2006-08-27
【实施日期】2006-06-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?la=WXZLK&id=351857&pdm=110106>

一、関係する新法令及び新政策

中華人民共和國企業破產法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】中華人民共和国主席令(十期第 54 号)
【発 布 日】2006-08-27
【施 行 日】2007-06-01
【コメント】外商投資企業を含めた中国域内の企業は「中華人民共和国企業破産法」を適用する。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?la=bel=WXZLK&id=351859&pdmc=110106>

I 中華人民共和國パートナー制企業法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
 【発布番号】中華人民共和国主席令(十期第 55 号)
 【発布日】2006-08-27
 【施行日】2006-06-01
 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=351857&pdmc=110106>

I 国务院关于加强节能工作的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国发【2006】28号

【发布日期】2006-08-06

【实施日期】2006-08-06

【提 示】根据该决定：

- n 钢铁、有色金属、煤炭、电力、石油石化、化工、建材等重点耗能行业和年耗能 1 万吨标准煤以上企业的节能工作，将得到强化；
- n 有关部门将对固定资产投资项 目（含新建、改建、扩建项目）进行节能评估和审查，未进行节能审查或未能通过节能审查的项目一律不能得到审批、核准；
- n 有关部门将制定《节能产品目录》，对生产和使用列入《节能产品目录》的产品将实行税收优惠。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2006-08/23/content_368136.htm

I 省エネ作業を強化することについての国务院による決定

【発布機関】国务院

【発布番号】国発【2006】28号

【発 布 日】2006-08-06

【施 行 日】2006-08-06

【コメント】同決定によると次の通りである。

- n 鋼鉄、有色金属、石炭、電力、石油石化、化工、建材等の重点的なエネルギー消費業種及び年間エネルギー消費量が 1 万トン基準石炭以上の企業の省エネ作業を強化する。
- n 関係部門は、固定資産投資プロジェクト（新設、改築、増築プロジェクトを含む）について、省エネ評価と審査を行ない、省エネ審査を未だ行なっていないか、或いは、省エネ審査に合格できていないプロジェクトは、すべて審査批准・承認を得られない。
- n 関係部門は、「省エネ製品目録」を制定し、「省エネ製品目録」の中に入る製品を製造・使用する場合は、税收優遇を実施する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2006-08/23/content_368136.htm

I 上海市人民政府印发关于促进上海服务外包发展若干意见的通知

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府发【2006】26号

【发布日期】2006-08-10

【实施日期】2006-08-10

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8039.html>

I 上海のサービス外注発展を促進することについての若干の意見を印刷配布することに関する上海市人民政府による通知

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発【2006】26号

【発 布 日】2006-08-10

【施 行 日】2006-08-10

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8039.html>

I 最高人民法院关于涉外民事或商事案件司法文书送达问题若干规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释【2006】5号

【发布日期】2006-08-10

【实施日期】2006-08-22

【提 示】该规定为规范涉外民事或商事案件司法文书送达，对现行法律作了补充性规定：

- n 关于向在中国领域内没有住所的受送达人送达司法文书的规定
 - 作为受送达人的自然人或者企业、其他组织的法定代表人、主要负责人在中国领域内的，人民法院可

I 涉外民事又は商事事案の司法文書送達問題についての最高人民法院による若干の規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈【2006】5号

【発 布 日】2006-08-10

【施 行 日】2006-08-22

【コメント】同規定は、涉外民事又は商事事案の司法文書の送達を規範化し、現行の法律について補充的な規定を設けている。

- n 中国領内に住所のない名宛人に司法文書を送達することについての規定
 - 名宛人としての自然人又は企業、その他組織の法定代表人、主要な責任者が中国領内にいる場合、人民法院は当該

- 以向该自然人或者法定代表人、主要负责人送达；
- 除受送达人在授权委托书中明确表明其诉讼代理人无权代为接收有关司法文书外，其委托的诉讼代理人为有权代其接受送达的诉讼代理人，人民法院可以向该诉讼代理人送达；
- 人民法院向受送达人送达司法文书，可以送达给其在中国领域内设立的代表机构；受送达人在中国领域内有分支机构或者业务代办人的，经该受送达人授权，人民法院可以向其分支机构或者业务代办人送达。
- n 关于送达方式的规定
 - 人民法院向在中国领域内没有住所的受送达人送达司法文书时，若该受送达人所在国与中国签订有司法协助协定，则优先依照司法协助协定规定的方式送达；若该受送达人所在国是《关于向国外送达民事或商事司法文书和司法外文书公约》的成员国，可以依照该公约规定的方式送达；
 - 受送达人所在国允许邮寄送达的，人民法院可以邮寄送达；
 - 人民法院采用公告方式送达时，公告内容在国内外公开发行的报刊上刊登；
 - 人民法院向受送达人在中国领域内的法定代表人、主要负责人、诉讼代理人、代表机构以及有权接受送达的分支机构、业务代办人送达司法文书，可以适用留置送达的方式；
 - 受送达人未对人民法院送达的司法文书履行签收手续，但书面向人民法院提及了所送达司法文书的内容，或已经按照所送达司法文书的内容履行的，以及其他类似情形的，视为送达；
 - 除上述送达方式外，人民法院可以通过传真、电子邮件等能够确认收悉的其他适当方式向受送达人送达。

【法令全文】请点击以下网址查看：

- 自然人又は法定代表人、主要な責任者に送達することができる。
- 名宛人が委任状でその訴訟代理人が関係する司法文書を受け取る権限がないと明確に表明する場合を除き、名宛人が依頼した訴訟代理人は、名宛人に代わり受領する権限のある訴訟代理人となり、人民法院は当該訴訟代理人に送達することができる。
- 人民法院が名宛人に司法文書を送達する場合、名宛人が中国領内に設立した代表機構に送達することができる。名宛人が中国領内に分支機構がある又は業務代理人がいる場合、当該名宛人からの授權により、人民法院はその分支機構又は業務代理人に送達することができる。
- n 送達方法についての規定
 - 人民法院が中国領内に住所のない名宛人に司法文書を送達する場合、当該名宛人の所在国と中国とが司法協力協定を締結している場合、優先的に司法協力協定の方法に従い送達する。当該名宛人の所在国が「国外に民事又は商事司法文書と司法害文書を送達することについての条約」のメンバー国である場合、同条約に定める方法に従い送達することができる。
 - 名宛人の所在国が郵便送達を認める場合、人民法院は郵便で送達することができる。
 - 人民法院が公告の方法を採用して送達する場合、公告内容を国内外で公開発行される新聞・雑誌上に掲載する。
 - 人民法院が、名宛人の中国領内の法定代表人、主要な責任者、訴訟代理人、代表機構及び受領する権限のある分支機構、業務代理人に司法文書を送達する場合、差置送達の方法を採用することができる。
 - 名宛人が人民法院の送達した司法文書について受領手続きを履行していないが、書面で人民法院に対し送達した司法文書の内容に言及した、又は、すでに送達した司法文書の内容に従い履行した場合、及び、その他の類似する状況がある場合、送達したと見なす。

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civilcations/200608220005.htm>

- 上述した送達方法のほか、人民法院は、ファクシミリ、電子メール等の受領を確認することのできるその他の適当な方法を通じて名宛人に送達することができる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civilcations/200608220005.htm>

I 企业职工工作条例（试行）

【发布单位】中华全国总工会

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.acftu.org/template/10004/file.jsp?aid=42707>

I 企業労働組合業務条例（试行）

【発布機関】中華全国総労働組合

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.acftu.org/template/10004/file.jsp?aid=42707>

I 合格境外机构投资者境内证券投资管理暂行办法

【发布单位】中国证券监督管理委员会、中国人民银行、国家外汇管理局

【发布文号】中国证券监督管理委员会、中国人民银行、国家外汇管理局令第 36 号

【发布日期】2006-08-24

【实施日期】2006-09-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csrc.gov.cn/cn/jsp/detail.jsp?infoid=1156500102100&type=CMS.STD&path=ROOT%3ECN%3E%B7%A8%C2%C9%B7%A8%B9%E6>

I 合格域外機構投資者域内証券投資管理弁法

【発布機関】中国証券監督管理委員会、中国人民銀行、国家外国為替管理局

【発布番号】中国証券監督管理委員会、中国人民銀行、国家外国為替管理局令第 36 号

【発布日】2006-08-24

【施行日】2006-09-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csrc.gov.cn/cn/jsp/detail.jsp?infoid=1156500102100&type=CMS.STD&path=ROOT%3ECN%3E%B7%A8%C2%C9%B7%A8%B9%E6>

I 关于实施《合格境外机构投资者境内证券投资管理办法》有关问题的通知

【发布单位】中国证券监督管理委员会

【发布文号】证监基金字【2006】176 号

【发布日期】2006-08-24

【实施日期】2006-09-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csrc.gov.cn/cn/jsp/detail.jsp?infoid=1156500551100&type=CMS.STD&path=ROOT%3ECN%3E%B7%A8%C2%C9%B7%A8%B9%E6>

I 「合格域外機構投資者域内証券投資管理弁法」を施行することについての通知

【発布機関】中国証券監督管理委員会

【発布番号】証監基金字【2006】176 号

【発布日】2006-08-24

【施行日】2006-09-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csrc.gov.cn/cn/jsp/detail.jsp?infoid=1156500551100&type=CMS.STD&path=ROOT%3ECN%3E%B7%A8%C2%C9%B7%A8%B9%E6>

【注】

- Ÿ 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Ÿ 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- Ÿ 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Ÿ ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

I 浦东：国内外知名人才中介机构落户可享受财政补贴

《浦东新区促进现代服务业发展的财政扶持意见》规定了如下支持政策：一是对新引进的国际、国内知名的人才中介机构，其实现的营业收入、利润总额形成新区地方财力部分，二年内给予 100% 补贴，后二年给予 50% 补贴。二是对新引进的国际、国内知名的人才中介机构，在新区购买自用办公用房的，按购房房价给予 1.5% 的补贴；租赁自用办公用房的，三年内按年租金给予 1.5% 的补贴。三是对新引进为新区鼓励产业提供相关专业技术培训的培训机构，其相关业务实现的营业收入、利润总额形成新区地方财力部分，三年内给予 50% 补贴。

（摘自 2006 年 08 月 19 日上海浦东官方网站）

I 关于外商投资企业关税的减免政策

关税通常是指由国家设在进出口口岸的监督管理机关（即海关，以下简称“海关”）代表国家，按照法律的规定，对进出关境的货物和物品按规定的税率所征收的流转税；符合法律规定时，关税可以获得一定的减免。按照中国法律的规定以及实务操作，关税的减免通常分为法定减免、特定减免和临时减免三类。

n 法定减免

按照中国《海关法》和《关税条例》的规定，海关对下列进出口货物、进出境物品，减征或者免征关税：

1. 无商业价值的广告品和货样；
2. 外国政府、国际组织无偿赠送的物资；
3. 在海关放行前遭受损坏或者损失的货物；
4. 关税税额在人民币 50 元以下的一票货物；
5. 进出境运输工具装载的途中必需的燃料、物料和饮食用品；
6. 法律规定减征、免征关税的其他货物、物品；
7. 中国缔结或者参加的国际条约规定减征、免征关税的货物、物品。

二、関係する新たな情報

I 浦东：国内外の有名な人材仲介機構は財政補助金を受けられる

「今日のサービス業の発展を促進するための浦东新区による財政補助意見」では次のような助成政策を規定している。：1 つ目として、新たに参入した国際的に又は国内で有名な人材仲介機構が、その実現する営業収入、利益総額が新区の地方財力部分を形成した場合、2 年以内に 100% の補助金を与え、その後の 2 年においては 50% の補助金を与える。2 つ目として、新たに参入した国際的に又は国内で有名な人材仲介機構が、新区で自社用オフィス物件を購入した場合、物件の価格に基づき 1.5% の補助金を与える。自社用オフィス物件を賃貸する場合、3 年以内に賃貸料に基づき 1.5% の補助金を与える。3 つ目として、新たに参入した新区の奨励産業のために係る専門技術訓練を提供する訓練機構は、その関係業務が実現した営業収入、利益総額が辛苦の地方財力部分を形成した場合、3 年以内に 50% の補助金を与える。

（2006 年 8 月 19 日付の上海浦东オフィシャルサイトより抜粋）

I 外商投資企業の関税の減免政策について

関税とは、通常、国が輸出入港湾に設けた監督管理機関（即ち、税関であり、以下「税関」という）が国を代表し、法律の規定に従い、関税領域を出入りする貨物と物品について、定めた税率に基づき徴収する流通税をいう。法律の規定に適合する場合、関税は一定の減免を受けられる。中国法律の規定及び実務上の取扱によると、関税の減免は、通常、法定減免、特定減免及び臨時減免の 3 タイプに分けられる。

n 法定減免

中国の「税関法」と「関税条例」の規定によると、税関は次の各号にあげる輸出入貨物、進出境物品について、関税を減額徴収又は免除する。

1. 商業価値のない広告品とサンプル。
2. 外国政府、国際組織が無償で贈呈する物資。
3. 税関で通関を許可する前に損傷又は損失した貨物。
4. 関税の税額が一口人民元 50 元以下の貨物。
5. 輸出入境輸送手段が積載する途中で必要となる燃料、物資及び飲食品。
6. 法律で定める関税が減額、免除されるその他の貨物、物品。
7. 中国が締結又は参加する国際条約で関税の減額、免除が定められている貨物、物品。

n 特定减免

保税区、保税物流园区、出口加工区、钻石交易所等特殊区域，可以享受一定范围内关税的特定减免；此外，符合下列条件的外商投资企业也可以获得关税的特定减免：

1. 对产品全部直接出口的外商投资允许类项目（以下简称“全部出口项目”）使用的进口设备采取“征税—核查—退税”的先征后返模式：

- (1) 先征：对凡 2002 年 10 月 01 日（含当日，指项目 F/S 批复日期）以后批准的的全部出口项目的进口设备，一律先照章征收进口关税。
- (2) 后返：自项目投产之日起，由商务部门会同海关等有关部门组成联合核查小组，对产品直接出口情况进行核查，核查期 5 年。经核查属实，每年返还已纳税额的 20%，5 年内全部返还；若情况不实，当年税款不再返还，同时追缴该项目已返还的税款，并依法予以处罚。

【备注】：该政策出台后由于缺乏具体操作性规定，实际上迄今并未实施。若有属于全部出口项目的外商投资企业，其生产的产品确实连续 5 年全部出口，可以与主管商务部门和海关等进行具体沟通，以获取退还已经缴纳进口设备的关税。

2. 5 类外商投资企业利用自有资金，在其生产经营范围内，对其原有设备更新或者维修，进口符合条件的自用设备及其配套的技术、配件、备件，免征关税，其中：

- (1) 5 类外商投资企业：是指鼓励类和限制乙类外商投资企业、先进技术型和产品出口型外商投资企业、外商投资研究开发中心。其中，目前的《外商投资产业指导目录》已经取消限制乙类；另外，凡当年出口产品产值达到当年企业产值的 70% 的外商投资企业，即可以被认定为产品出口型企业。
- (2) 自有资金：是指企业投资总额以外的自有资金，具体是指企业储备基金、发展基金、折旧和税后利润。

n 特定减免

保税区、保税物流园区、輸出加工区、ダイヤモンド取引所等の特殊な区域は、一定の範囲内での関税の特定の減免を受けることができる。このほか、次の各号にあげる条件を満たす外商投資企業も関税の特定の減免を受けることができる。

1. 製品を全部直接に輸出する外商投資許可類プロジェクト（以下「全部輸出プロジェクト」という）が使用する輸入する設備には「徴税—調査確認—税額還付」という、先に徴収し後から還付するモードを採用する。

- (1) 先に徴収する：2002 年 10 月 1 日（当日を含み、プロジェクト F/S についての返答日をいう）以降に承認された全部輸出プロジェクトの輸入設備については、すべて規約どおりに輸入関税を徴収する。
- (2) 後から還付する：プロジェクトが生産を開始した日から、商務部門は税関等の関係部門と一緒に、調査確認グループを結成し、製品の直接輸出状況について調査確認をし、調査確認期間は 5 年である。調査確認の結果、事実どおりであることがわかれば、すでに納付した税額の 20% を 1 年ごとに返還し、5 年以内に全額を返還する。状況が事実どおりで無い場合、その年の税金は返還しないだけでなく、同プロジェクトに返還済みの税額を強制没収し、また、法に従い処罰を科す。

【備考】：同政策が発表された後は、具体的な取扱に関する規定が充分でなかったことから、実際には今迄に施行されていなかった。全部輸出プロジェクトに該当する外商投資企業で、その製造する製品が確実に 5 年連続して全部輸出されるのであれば、主管商務部門や税関に実際に確認をとり、すでに納付した輸入設備の関税を還付してもらうことができる。

2. 5 類の外商投資企業が自己資金を利用して、生産経営範囲内で、既存の設備を更新又は補修するために、条件に適合する自社用設備及びそれに関連する技術、付属品、予備品を輸入する場合には関税を免除するが、その中で、

- (1) 5 類の外商投資企業：奨励類と制限乙類の外商投資企業、先端技術型と製品輸出型の外商投資企業、外商投資による R&D センターをいう。その中で、現在の「外商投資産業指導目録」はすでに制限乙類を廃止している。そのほか、その年の輸出製品の生産額がその年の企業の生産額の 70% に達する外商投資企業は、製品輸出型企業と見なすことができる。
- (2) 自己資金：企業の総投資額以外の自己資金をいい、具体的には企業準備基金、発展基金、減価償却及び所得税控

- (3) 进口商品用途: 必须用于在原批准和生产经营范围内, 对企业原有设备更新 (不包括成套设备和生产线) 或维修。
- (4) 进口商品范围: 国内不能生产或性能不能满足需要的设备 (即不属于《国内投资项目不予免税的进口商品目录》的商品), 以及与上述设备配套的技术、配件、备件 (包括随设备进口或单独进口的)。
- 【备注】: 单独进口配套技术、配件、备件, 可以免征关税; 进口二手设备则不能免征关税; 进口属于《国内投资项目不予免税的进口商品目录》的商品, 如确属国内同类产品的性能不能满足需要的, 实践中, 若可以取得由国家发改委审核并出具《外商投资企业设备更新或技术改造进口国内不能生产的同类设备证明》的文件后, 同样可以免征关税。
3. 外商投资鼓励类项目, 在投资总额内进口的, 除《国内投资项目不予免税的进口商品目录》所列商品外的自用设备, 符合条件的, 免征关税, 其中:
- (1) 额度: 按照规定进口自用设备可以获得免征关税自用设备的额度不能超过投资总额 (实践中, 进口自用设备的免税额度可能达不到“投资总额”这个上限, 各地主管部门对该免税额度可能有不同程度的限制)。
- (2) 时限: 并非企业的整个经营期均可获得免征关税的优惠政策, 可以获得免征关税的时限通常不能超过企业的建设期; 因此, 外商投资企业应当根据实际需要, 确定适当的建设期, 其中通常以公司第一张产品发票的开具, 作为结束建设期的判断标准。
- (3) 区域: 为鼓励西部开发, 对西部地区的省、市、直辖市、自治区以及部分自治州内的内资鼓励类产业、外商投资鼓励类产业及优势产业的项目在投资总额内进口的自用设备, 除《国内投资项目不予免税的进口商品目录》和《外商投资项
- 除後利益をいう。
- (3) 輸入商品の用途: 当初承認された、生産経営範囲内での、企業の既存の設備についての更新 (プラントと生産ラインは含まない) 又は補修に使用しなければならない。
- (4) 輸入商品の範囲: 国内では生産できない又は性能が需要を満たすことができない設備 (「国内投資プロジェクトで免税扱いとならない輸入商品目録」に該当しない商品) 及び上述した設備に関連する技術、付属品、呼び品 (設備に伴って輸入又は単独で輸入するものを含む)。
- 【備考】: 関連する技術、付属品、予備品を単独で輸入する場合、関税を免除することができる。中古設備を輸入する場合、関税を免除することはできない。「国内投資プロジェクトで免税扱いとならない輸入商品目録」に該当する商品を輸入する場合、国内の同類の製品の性能でどうしても性能が需要を満たすことができない場合、実務の中で、国家発展委員会の審査承認を受け、「外商投資企業の設備更新又は技術革新により国内では生産できない同類設備を輸入する証明」の文書を発行してもらえば、同様に関税を免除できる。
3. 外商投資奨励プロジェクトが、総投資額内で輸入する、「国内投資プロジェクトで免税扱いとならない輸入商品目録」に列挙された商品以外の自社用設備は、条件が適合する場合には関税を免除するが、その中で、
- (1) 額: 規定に従って自社用設備を輸入し関税の免除が受けられる自社用設備の額は、総投資額を超えてはならない。(実務においては、自社用設備を輸入する免税額は、「総投資額」という上限に達しないと思われるが、各地の主管部門は同免税額について異なった制限を設けている可能性がある。)
- (2) 期限: 企業の全部の経営期間において関税の免税という優遇政策を受けられるというわけではなく、関税の免税を受けられる期限は、通常、企業の建設期間を超えてはならない。したがって、外商投資企業は実際の必要に応じて、適当な建設期間を確定しなければならない。その中で、通常は、会社の最初の製品インボイスの発行が、建設期間の終了の判断基準となる。
- (3) 区域: 西部の開発を奨励するために、西部地区の省、市、直辖市、自治区及び一部の自治州内の内資奨励類産業、外商投資奨励産業及び優勢産業のプロジェクトが総投資額内で輸入する自社用設備については、「国内投資プロジェクトで免税扱

目不予免税的进口商品目录》所列商品外，免征关税。

【备注】进口二手设备，可以免征关税；单独进口配件、备件，则不能免征关税。

n 临时减免

除关税的法定、特定减免外，在特殊情况下需要国家在财政上给予特别照顾的，由财政部、国家发改委、海关总署等有关部门根据某个项目、某个单位、某个时期的特殊需要向国务院报告，并经国务院同意后，对某些应税货物给予特案减免税。临时减免税是一案一批，同类或者类似情况不得比照执行。临时减免关税的情形通常包括：

1. 用于扶持特定企业生产特定商品的，例如使用国债专项资金技术改造，需要进口货物等；
2. 国家重大事项，需要财政支持，例如北京奥运会、上海世博会进口物资等；
3. 进口用于救灾等，以及其他特殊情形。

（里兆律师事务所 2006 年 08 月 25 日整理编写）

いとならない輸入商品目録」と「外商投資プロジェクトで免税扱いとならない輸入商品目録」に列挙される商品を除き、関税を免除する。

【備考】中古設備を輸入する場合、関税を免除することができる。付属品、予備品を単独で輸入する場合、関税を免除することはできない。

n 臨時减免

関税の法定、特定减免のほか、特殊な状況下において、国の財政上で特別な配慮が必要な場合、財政部、国家発展改革委員会、税関総署等の関係部門は、そのプロジェクト、その単位、その時期の特殊な必要性に基づき、国务院に報告し、また、国务院の同意を得た後で、一部の課税貨物についてケースバイケースで税金を減免する。臨時减免は個別のケースごとに承認し、同類又は類似した状況であっても、それにならって執行してはならない。関税を臨時减免する状況には、通常、次のものが含まれる。

1. 特定の企業が特定の商品を生産することを助成するために用いられる輸入。たとえば、国債個別資金を使用する技術革新が貨物の輸入を必要とするケース。
2. 国の重大な事項で財政上の補助を必要とするケース。たとえば、北京オリンピック、上海世界博覧会による物資の輸入。
3. 被災者の救済のため及びその他の特殊な状況に用いる輸入。

（里兆法律事務所が 2006 年 8 月 25 日付けで作成）